

23 私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望】

- 1 私立小・中・高等学校及び私立幼稚園の健全な経営と保護者負担の軽減を促進するため、更なる財政支援を図ること
 - (1) 「私立高等学校等経常費助成費補助金」の拡充を図ること
 - (2) 経常費助成費補助金に係る地方交付税措置の拡充を図ること
- 2 平成32年度までに年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化が実現されるが、保護者負担の公私間格差を是正するため、高等学校等就学支援金の更なる拡充を図ること
- 3 地方の公立大学が地方創生で果たす役割の重要性に鑑み、地元産業界が求める人材育成や地元定着の促進などの取組に対する特別交付税の措置上限額を拡大するとともに、公立大学の運営費に係る普通交付税の拡充を図ること

【本県の現状・課題等】

<経常費助成費補助金・地方交付税措置の拡充>

- ・本県では、高校生の約3割、幼稚園児の約9割が私学に通学・通園しており、建学の精神に基づいた特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きく寄与している。
- ・本県の私立学校は小・中規模が多く、財政基盤が脆弱であるとともに、少子化の進行が早く、健全な経営の下で教育環境を維持するためには、十分な経済的支援が必要。

（経常収支差額比率（H28）：全国 2%、本県 -4%

※学校法人（大学設置法人除く）の経常収支差額／経常収入

0～14歳人口（H37/H22）：全国 78.6、本県 71.8

※H22を100とした時のH37の推計人口における指数

<保護者負担の公私間格差是正>

- ・本県の私立高等学校における、平成29年度の授業料平均額は358,701円であるが、実質無償化後においても年収590万円以上の世帯については、依然として保護者負担が大きい。

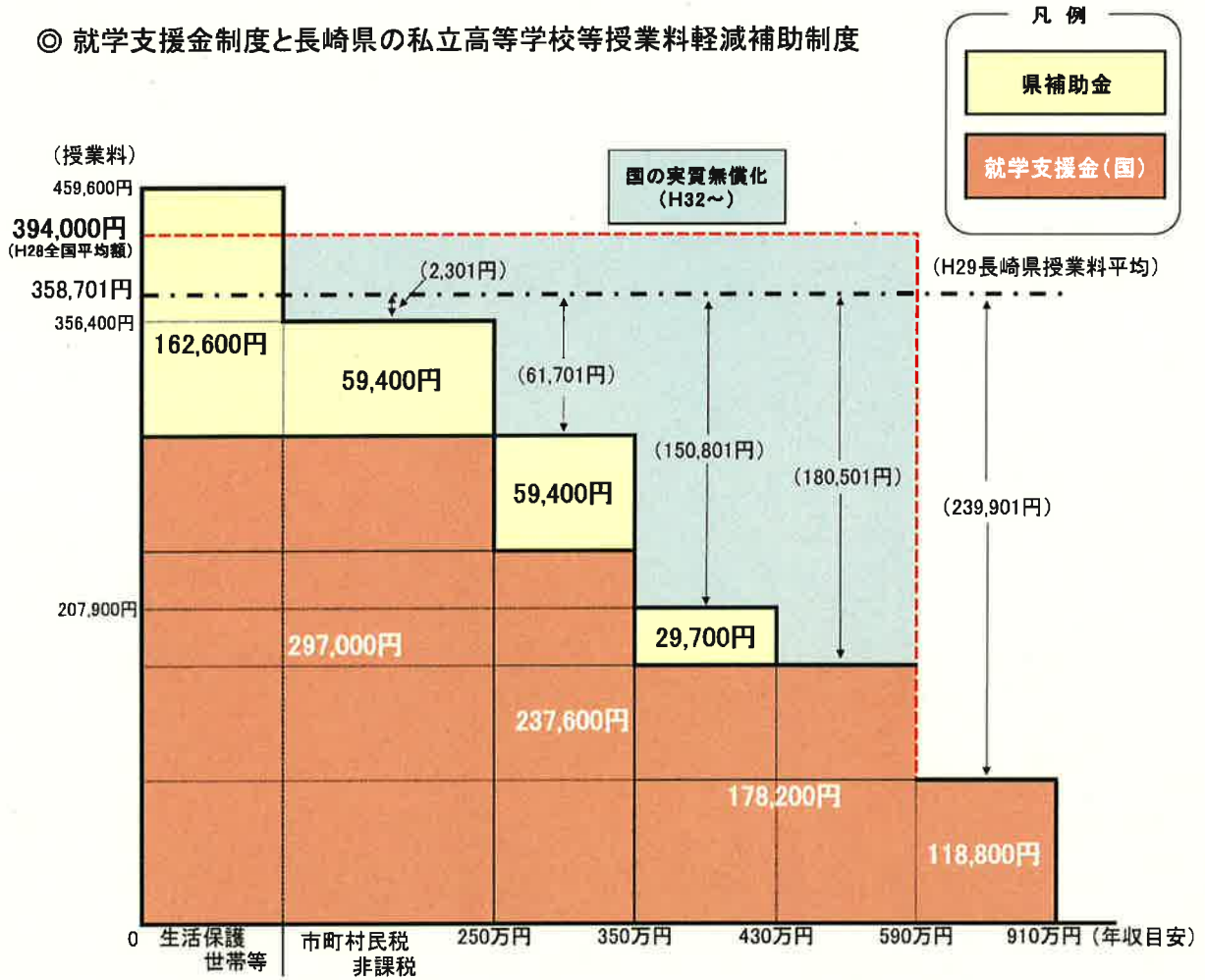
<公立大学に対する財政支援の拡充>

- ・長崎県立大学においては、平成28年4月に学部学科再編を行い、長期インターンシップや地域の産業を支える人材育成など地方創生に寄与する取組を新たに実施しているが、その必要経費が特別交付税の措置上限額を上回っている。また、高等教育機会の提供、学術研究の振興、地域貢献など地域における知の拠点としてますます大きな役割を求められている。

（本県の取組）

- ・国の私立高等学校等経常費助成費補助金の生徒一人当たり補助単価と地方交付税単価に県単独の財源を上乗せして経常費補助金を交付している。
- ・年収430万円未満の世帯については、高等学校等就学支援金に県の授業料軽減補助金を上乗せして助成している。
- ・本県においては人口減少に歯止めをかけ、地方創生の取組を進めることが重要課題となっており、長崎県立大学においても、地域に根ざした実践的な教育等を通じて、若者の地元定着を推進している。

◎ 就学支援金制度と長崎県の私立高等学校等授業料軽減補助制度



【提案・要望実現の効果】

(経常費助成費補助金・地方交付税措置の拡充)

- ・私学助成費が増額され、私立学校の経営状況が改善されることにより、学校は教員の資質や数を充実するとともに、耐震化など学校施設・設備の整備を促進することができる。

(保護者負担の公私間格差是正)

- ・高等学校等就学支援金を更に拡充することで、家庭の経済状況にかかわらず、意志ある高校生等が安心して進路を選択することができる。

(公立大学に対する財政支援の拡充)

- ・十分な財政支援が行われることで、県立大学の地方創生に寄与する取組が強化され、若者の地元定着が促進される。

24 私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充について

【文部科学省】

【提案・要望】

耐震化事業に係る国庫補助の充実を図ること

- (1) 私立学校・幼稚園施設耐震化事業（補強・改築）については、学校法人の耐震化計画に支障が出ないよう、必要とされる事業費を当初予算において、十分に確保すること
- (2) 私立学校・幼稚園施設耐震化事業の補助率については、公立学校より低く設定されているので、公立学校と同率の補助とすること
- (3) 平成30年度までの時限措置となっている、耐震改築工事に係る補助制度を延長すること

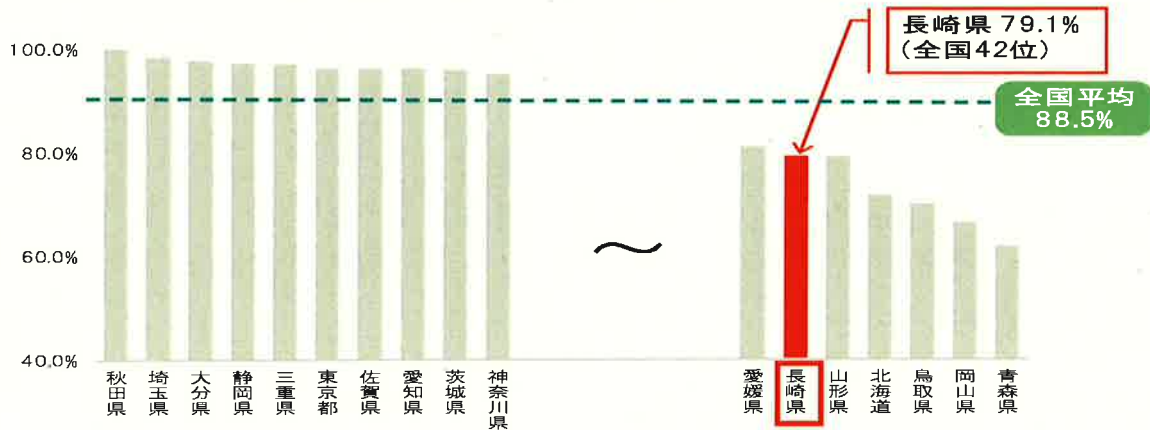
【本県の現状・課題等】

- ・本県の私立学校及び私立幼稚園の耐震化率は、全国平均を大きく下回っており、災害時における幼児、児童、生徒の安全確保が喫緊の課題となっている。
- ・また、新耐震基準施行（昭和56年）以前に建築された学校施設が多く、耐震化を早期に進める必要があるが、財源確保が最大の課題となっている。
- ・国の当初予算において必要な事業費が確保されないことにより、事業着手に遅れが生じるなど、計画的な事業執行に支障をきたす場合がある。
- ・幼児、児童、生徒の安全・安心な教育環境づくりは、公立、私立の区別なく進める必要があるが、私立学校・幼稚園施設の耐震化事業に対する国庫補助率は、公立学校より低く設定されている。
- ・耐震改築工事については、多額の事業費が必要であり、国の補助制度が廃止されると、財源の確保に支障をきたし、事業着手が難しい状況となる。

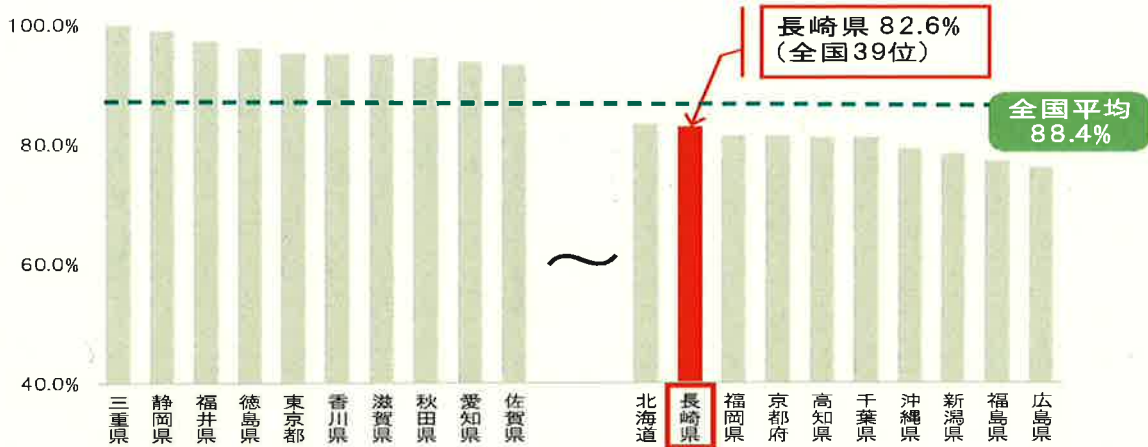
（本県の取組）

- ・本県では、平成21年度から国の補助に県単独の上乗せ補助を行っており、更に平成28年度からは緊急防災・減災事業債を活用し、指定避難所とされている学校施設については、県単独の補助率を1/6から1/3まで引き上げている。

全国の耐震化の状況(小・中・高等学校) H29.4.1現在



全国の耐震化の状況(幼・幼保) H29.4.1現在



◎昭和56年以前
建築棟数の全棟数に占める割合

全国	長崎県	本県順位
35.6%	47.1%	3位

◎公私立の国庫補助率

		公立	私立
耐震改修工事	Is値0.3未満	2/3	1/2
	Is値0.3以上0.7未満	1/2	1/3
耐震改築工事(Is値0.3未満)		1/3、1/2	1/3

【提案・要望実現の効果】

(耐震化に係る当初予算の十分な確保)

- ・補助要件を満たす事業について、当初予算で必要な予算を確保することで早期かつ計画的な耐震化に取り組むことができる。

(耐震化事業の国庫補助率)

- ・設置者負担が軽減されることにより、耐震化が促進され、幼児、児童、生徒の安全・安心な教育環境が確保される。

(耐震改築工事に係る補助制度の延長)

- ・耐震補強よりも多額の事業費を要する耐震改築が必要な学校施設について、設置者負担が軽減され、事業着手することができる。

25 原爆被爆者援護対策等の充実について

【厚生労働省】

【提案・要望】

- 1 被爆者に対する保健医療福祉の充実
 - (1) より被爆者救済の立場に立って原爆症の認定を行うこと
 - (2) 特定健診の健診項目を追加するなど健康診断内容等の充実を図ること
 - (3) 介護保険利用に伴う援護対策の改善を図ること
 - (4) 被爆者関係施設の施設・設備整備にかかる助成措置を講じること
 - (5) 被爆者医療及び介護保険の地方財政負担の改善措置を講じること
 - (6) 在外被爆者の援護について、居住国等における実情を踏まえ、より利用しやすい制度となるための措置を講じること
- 2 被爆実態に関する調査研究の促進
 - (1) 原爆被爆による被災調査の促進を図ること
 - (2) 原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進を図ること
 - (3) 被爆二世に係る健康状況の実態調査を国において実施すること
- 3 原爆死没者に対する弔意事業等を充実強化すること
- 4 被爆体験者及び被爆二世に対する援護等の促進
 - (1) 被爆体験者支援のための更なる手続き簡素化や対象合併症の拡大及び県外居住者や原爆投下時胎児であった者の精神的影響の検証を行うこと
 - (2) 被爆二世の健康診断について、がん検診の拡充などより一層の充実を図ること
- 5 長崎・ヒバクシャ医療国際協力会(ナシム)の医療国際協力事業への助成措置を講じること

【本県の現状・課題等】

被爆者及び被爆体験者の平均年齢は80歳を超えており、日常生活に支援を必要とする方が年々増加している状況で、被爆者等の実態に即した援護対策の充実・強化が急務となっている。

原爆症認定については、平成25年度の新基準導入後も、全国的に訴訟が続いており、行政認定と司法判断の乖離が解消されていない状況である。

被爆体験者及び被爆二世について、現時点では放射線影響に関する科学的知見が得られていないため、被爆者援護法に基づく援護の対象となっていない。

被爆者健康手帳所持者には介護保険サービス利用時の自己負担分に対する助成制度があるが、対象とならないサービスがあることや、また、被爆体験者支援事業においては、県外在住者や原爆投下時胎児であった者が事業の対象となっていないことなど、制度上の不均衡が生じている。

(本県の取組)

被爆者の後障害に関する研究成果の発表、討論を行う「長崎原子爆弾後障害研究会」を、長崎県、長崎市、医師会等が助成し、開催している。

長崎・ヒバクシャ医療国際協力会(通称：ナシム)では、長崎県及び長崎市の助成により、被爆地である長崎が培った被爆者医療の実績と研究成果を活かし、被曝(爆)者医療分野における国際貢献を行っている。

【被爆者数、被爆体験者数と平均年齢】

被爆者数及び平均年齢（平成29年度末現在）				
区分	被爆者		被爆体験者	
	人数	平均年齢	人数	平均年齢
長崎県（長崎市を除く）	11,385人	82.61歳	1,252人	80.2歳
長崎市	29,064人	81.67歳	4,919人	80.4歳
県全体	40,449人	81.93歳	6,171人	80.4歳

【介護保険等利用に伴う援護対策の現状】

○助成対象外サービス

- ・夜間対応型訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与 など

○所得制限がある介護保険サービス等

- ・訪問介護
- ・介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの一部

※ 所得制限・・・所得税の納税が発生する場合、自己負担に対する助成がない。

【長崎被爆体験者支援事業（国からの委託）】

第二種健康診断受診者証所持者のうち被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患に要医療性があると判断された者に「被爆体験者精神医療受給者証」を交付し、精神疾患及びこれに起因する合併症の治療等に係る医療費を支給。

高齢化により、煩雑な更新手続きが難しくなっている。

H30.4～更新期間が1年から3年に延長

→ 更なる手続きの簡素化が必要

対象者：長崎県内居住者 ○

長崎県外居住者 ×

原爆投下時胎児であった者 ×

県外居住者・原爆投下時胎児であった者の精神影響調査を実施、その検証結果に基づく対象者の明確化が必要

多くの疾患に苦しんでいる。

（最近追加された合併症）

（対象外の主な疾患）

- | | | |
|------------------|-------|------|
| ・認知症 (H28.4) | ・がん | ・肺炎 |
| ・脳血管障害 (H29.4) | ・貧血 | ・関節症 |
| ・糖尿病の合併症 (H30.4) | ・高脂血症 | |

【在外被爆者の現状】

国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住しており、高齢化も重なって、煩雑な申請手続きを行うことが困難となっているため、申請手続きの簡素化等が必要。

平成28年度末現在

県交付の被爆者健康手帳所持者	118人
在韓被爆者（本県の医療費支給対象）	2,292人

※在外被爆者数(全国) 約3,209人

【長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（ナシム）による国際貢献】

（平成29年度末現在）

主な事業	受入人数（累計）
韓国医師等研修	210人
チェルノブイリ等関連国医師研修	154人

【提案・要望実現の効果】

援護対策を充実することによって、高齢化した被爆者及び被爆体験者の健康保持が図られ、より多くの人々を救済することができる。

調査を行うことによって、より被爆の実態に沿った援護施策を推進することができる。また、被爆による遺伝的影響等の調査を行うことによって、健康不安を感じている二世への援護の充実が図られる。

今後も弔意事業及び被爆の実相の啓発活動を行うことにより、後世に原爆の悲惨さと平和の大切さを伝え、世界の恒久平和の実現に寄与できる。

ナシムに対して国から助成を行うことにより、本県が有する被爆（爆）者医療実績と成果を活かし、国際協力を一層推進することができる。

26 電源三法交付金制度の見直しについて

【経済産業省】

【提案・要望】

- 1 火力発電施設向け交付金制度の見直しについて
原子力を中心としたエネルギー政策のもとで行われた火力発電施設に関する削減措置について、電力移出県等交付金相当部分の交付金算定係数を元に戻すこと
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
電源立地地域対策交付金の原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分及び電源地域振興促進事業費補助金の交付対象地域について、原子力災害対策重点区域（緊急時防護措置を準備する区域（UPZ））を含む市町村に拡大すること

【本県の現状・課題等】

- 1 火力発電施設向け交付金の見直しについて
電力移出県等交付金相当部分の交付金算定係数については、国の電源立地地域対策交付金交付規則に規定されているが、平成23年度から火力発電施設に対し不利な扱いをされたことで、県及び市町に対する交付金が減額となったため、電源地域の地域振興・産業振興に支障をきたしている。
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
玄海原子力発電所から8.3kmしか離れていない松浦市鷹島町は、国の電源立地地域対策交付金の運用について（通達）において、「発電施設の敷地から水域を隔てた場合は、6km以内の隣接市町村に限る」旨の規定があるため交付対象外となっている。
松浦市鷹島町をはじめ、原発周辺地域においては、農林水産業や企業立地など産業振興について、原発の所在による影響を常に念頭に置いた経済活動や行政運営を強いられるなど、本県の不利な条件を克服するための対策が必要になってきており、原発所在自治体との不均衡の是正が急務である。

【移出県等交付金の算定にかかる係数（現行）】

	H22以前		現行(H23~)	
	想定発電 電力量ベース	実績発電 電力量ベース	想定発電 電力量ベース	実績発電 電力量ベース
原子力	1.6	2.4	—	2.4
水力・地熱	1.3	2.0	1.3	2.0
火力	1.0	1.5	0.9	1.0

交付金算定にかかる計算式

$$\begin{aligned} \text{発電電力量} &= \left[(\text{想定発電電力量} \times 0.9 \times 1/3) + (\text{実績発電電力量} \times 1.0 \times 2/3) \right] \\ \text{移出県交付金} &= (\text{発電電力量} - \text{消費電力量}) \times \text{交付単価} (27円) \end{aligned}$$

交付単価の引き下げ（28円→27円）

【 電源立地地域対策交付金の対象地域（現行） 】

区 分	所在市町	隣接市町	隣々接市町
所在県	○	○	○
所在県外		○ ※1	× ※2

※1 「水域を隔てた場合は、6 km以内の市町村に限る」
⇒ 鷹島町は8 km以上であり、隣接とならない。

※2 「隣々接地域は発電用施設等の所在都道府県内のものに限る」
⇒ 所在県外の隣々接市町村は交付対象外



松浦市鷹島町から
玄海原子力発電所を望む

※UPZ（Urgent Protective action planning Zone）
（緊急時防護措置を準備する区域）原発から30km

【提案・要望実現の効果】

- 1 火力発電施設向け交付金の見直しについて
移出県等交付金の交付算定係数の復元で、交付額の確保を図り、電源地域の地域振興・産業振興ともに安定的な電力の供給に繋げる。
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
原子力発電所が立地する周辺地域においては、農林水産業の振興や企業立地の促進等においても不利な条件を被ることから、原子力施設所在道県の区域内外にかかわらず、UPZを含む市町村に交付対象地域を拡大することで、県内地域の地域活性化及び産業活性化を図る。

27 有明海等再生のための総合的対策の実施について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望】

有明海の再生、水産資源の回復に向け、漁業者が成果を実感できる抜本的対策や取組の展開を図るため、総合的な調査・研究を実施するとともに、以下の対策・支援を行うこと

- (1) 漁場環境対策について、関係省庁連携の下、具体的な再生目標と、効率的かつ現実的な手順を具体的に示すとともに、大規模な実証事業を含む必要な事業の創設・拡充及び予算の確保を行うこと
- (2) 養殖・漁船漁業振興対策について、新たな養殖技術の更なる普及を図るとともに、有明海等特別措置法に規定されている赤潮等の漁業被害に係る具体的支援策を確立させること。また質の高い種苗の大量放流などによる水産資源の回復を図ること

【本県の現状・課題等】

有明海は底質の泥化や有機物の堆積等海域環境が悪化し、二枚貝をはじめとする漁業資源の減少が進み、漁家経営は極めて厳しい状況である。

平成29年3月に「有明海・八代海等総合調査評価委員会報告」がとりまとめ公表されたが、具体的な再生目標や抜本的な再生方策の提示に至っていない。引き続き、熊本新港や筑後大堰等の大規模な工事並びにノリ養殖での酸処理剤の使用や施肥等、有明海全域における複合的な要因を十分考慮した総合的な調査・研究を行う必要がある。

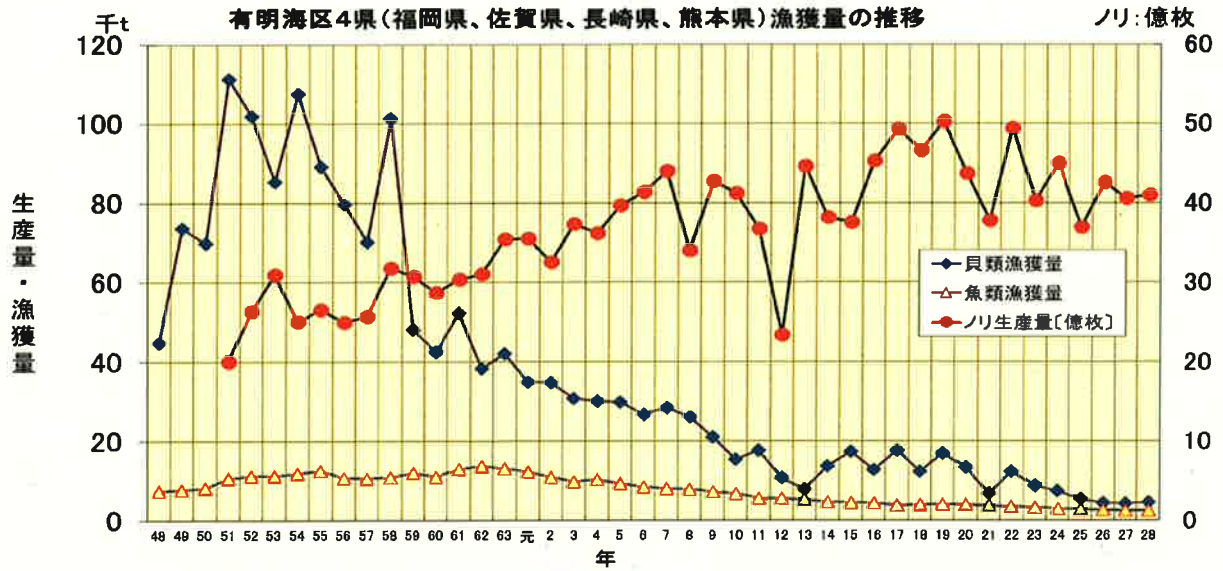
漁場環境改善対策については、平成27年度から有明関係4県が協調した二枚貝類の資源回復に向けた取組などを実施しており、一部で効果が見え始めているが、局所的で持続性に課題があり、作濤（さくれい）や覆砂などの抜本的な漁場改善手法及び効果を持続させるための対策の確立とそれを踏まえた大規模かつ継続的な対策の実施を可能とする特別な事業が必要である。

養殖・漁業振興について、養殖生産の規模拡大や、質の高い放流用種苗の安定確保などが課題となっている。また赤潮対策について、平成23年8月の法改正により、国及び地方公共団体は赤潮等による漁業被害を回避するために必要な措置を講ずることが義務付けられており、国において具体的な支援策を確立する必要がある。

（本県の取組）

県計画の下で「海域環境の保全及び改善」として作濤や覆砂、海底耕うんなど、また「水産資源の回復等による漁業の振興」として4県協調したクルマエビやガザミの種苗放流、カキやアサリの新たな養殖技術の普及などに取り組んでいる。

作濤や、高品質ブランドとして垂下式養殖アサリ「ゆりかごあさり」、日本一の牡蠣と評価されるシングルシードカキ「華漣」など、一部に成果も出つつあるが、地元から、漁業者が成果を実感できるような、抜本的な対策や取組を展開していただきたいという強い要望があり、漁業者の所得向上につながる対策の実施が必要である。



【提案・要望実現の効果】

(1) 漁場環境対策について

漁場環境改善対策を大規模かつ計画的に実施することにより、有明海全体の環境の改善が図られ、漁業生産が拡大する。

(2) 養殖・漁業振興対策について

養殖業の規模拡大、質の高い種苗の大量放流などにより、養殖業、漁船漁業の生産が拡大し、経営安定が図られる。

また赤潮等による漁業被害者等の具体的支援が確立されることによって、赤潮により大規模な被害を受けた地域の早期再建が図られる。

28 太平洋クロマグロの資源管理について

【農林水産省】

【提案・要望】

中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）における国際約束に基づき取り組んでいるクロマグロ資源管理について、一部地区の大量漁獲によって制度を遵守してきた本県の漁業者が枠を残したまま操業自粛を強いられている。このため本県の漁業者からは当該制度の抜本的な見直しや規制で影響を受ける漁業者への負担軽減策が強く求められている。国は、より公平で、沿岸漁業経営への影響を踏まえた制度となるよう措置すること

- (1) 資源管理に協力するため、苦渋の決断をして養殖用種苗等の漁獲を自粛している本県の漁業者に対して、今漁期の必要最小限の漁獲が可能となるよう特別な配慮をお願いしたい
- (2) クロマグロ漁業承認者が漁家経営安定のため他漁法を導入する場合、必要な漁労機器や漁具等の導入に対する支援制度を創設すること
- (3) 平成29年度補正予算で措置された定置網への放流作業支援同様の措置を定置網以外の釣り、曳縄等にも行うこと

【本県の現状・課題等】

本県ではクロマグロを一本釣り、曳縄、定置網など多種多様な漁業で採捕しており、H30年3月現在で2,503隻がクロマグロ漁業の承認を受けている。特に離島部では鮮魚だけではなく養殖用種苗として利用しており、漁業と養殖業の双方にとって重要な魚種となっている。本県には全国枠の1/3以上の613.8トンが配分され、来遊時期の違いから、対馬、壱岐、五島、県北、県南と5つの海区に分け、さらに対馬や壱岐では自主的に漁協ごと、漁業者ごとに数量を割当て、計画的な数量管理が行われてきた。特に対馬では、漁期の後半の5、6月に来遊する魚体重2kg程度の小型魚を養殖用種苗として採捕するために多くの漁業者が獲り控えていた。

しかし今漁期は10月に北海道の定置網の大量漁獲が発生し、小型魚全体枠の3,423.5トンを超過するおそれが大きいとして、平成30年1月23日、本県には200トン以上（本県枠の1/3）の残枠があったが水産庁は全国に操業自粛を要請した。

本要請により、厳格に漁獲を管理し、価格が高くなる時期まで我慢してきた漁業者が制約を受け、計画的な経営に支障を及ぼす実態が生じるとともに、「獲り得」の結果となる現行制度の見直しを求める声が大きくなった。

また、漁業現場では放流努力を行っているものの、定置網への大量入網やクロマグロ以外を目的とした釣り、曳縄等にもクロマグロが掛かるため、漁業者は再放流に多大な労力を割かれている。



定置網に大量に入網したクロマグロを放流している様子

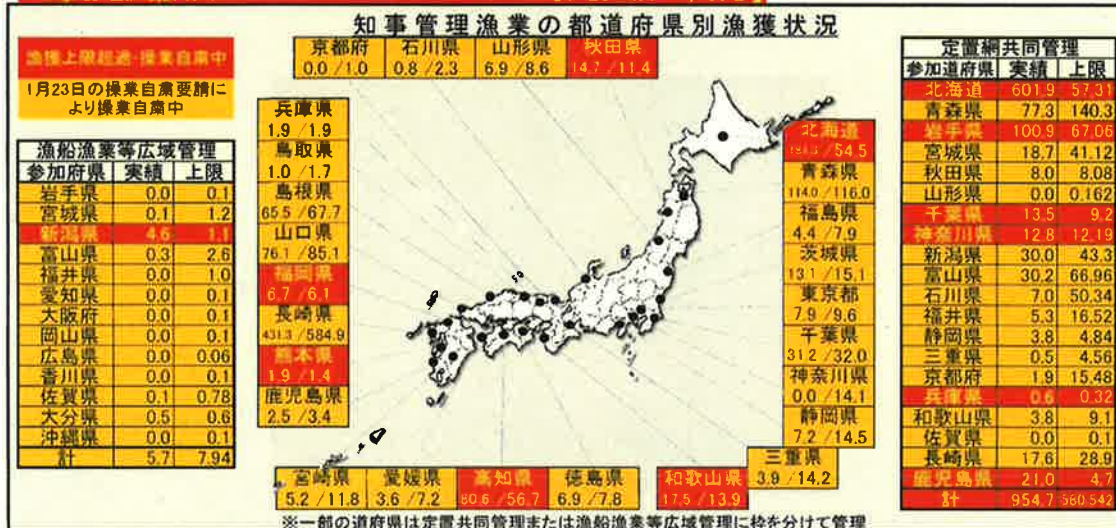
第3管理期間の漁獲状況(平成30年4月13日までの報告分)

(単位:トン)

○ 30キロ未満小型魚	3,395.0【漁獲上限 3,423.5】
・大臣管理漁業(沖合)	1,348.5【漁獲上限 1,606.0】
大中小型まき網漁業	1,219.2【漁獲上限 1,500.0】
近海竿釣り漁業等	85.1【漁獲上限 62.0】
かじき等流し網漁業等	44.2【漁獲上限 44.0】
・知事管理漁業(沿岸)	2,046.6【漁獲上限 1,739.2】

管理期間

沖合漁業はH29. 1~12
沿岸漁業はH29. 7~H30. 6
留保枠 78.3トン



※各県の漁獲上限は第3管理期間当初の数量です。
沿岸漁業には平成30年1月23日付けで操業自粛要請が发出されています。実績が上限を超えていない場合であっても、漁獲は厳に自粛願います。
※現時点での漁獲値のとりまとめであり、引き続き最新情報に更新されていくことを予め留意してください。
※合計の数値は、四捨五入しているため、個々の数値の合計と一致しない場合があります。

長崎県の小型クロマグロ(30kg未満) 漁獲状況 (H30. 4. 14現在) (暫定値)

	漁獲枠(A)	漁獲状況(B)	残枠(A-B)
対馬海区	322.3	195.3	127.0
壱岐海区	138.2	142.2	-4.0
五島海区	85.8	73.4	12.4
県北海区	23.8	19.1	4.7
県南海区	2.2	1.3	0.9
定置網共同	29.1	17.8	11.3
県留保枠	12.4		12.4
合計	613.8	449.1	164.7

(単位:トン)

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

操業自粛に協力した漁業者の操業が少しでも確保されることで、曳縄漁業者等の収入確保や、クロマグロ養殖業者への影響回避により経営安定につながり、漁業者の不公平感が緩和される。

(項目2)

クロマグロ漁業承認者が他漁法への転換を行うことが可能となり、漁業者の経営安定が図られるとともに、クロマグロ漁獲数量の抑制も期待できる。

(項目3)

H29国補正予算で可能となった定置網業者に対する混獲回避措置への支援について、本県で着業者数が多い一本釣り、曳縄、延縄漁業等にまで拡大することで、安心して資源管理に取り組むことができ、また経営への影響を抑えることができる。

29 安全・安心で強靱な県土づくりについて

【国土交通省、農林水産省】

【提案・要望】

大規模・激甚化する風水害・土砂災害・地震災害から県民の生命・財産を守り、災害に強く安全・安心で強靱な県土づくりに必要な予算を確保するとともに施策拡大を図ること

(1) 予算確保

(防災・安全交付金)

- ・道路災害防除事業、電線共同溝事業
- ・港湾改修事業
- ・海岸事業
- ・河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業
- ・住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震）

(農山漁村地域整備交付金)

- ・海岸事業

(民有林治山事業・農村地域防災減災事業)

- ・治山事業、地すべり防止事業、ため池整備事業

(2) 施策拡大

- ・土砂災害防止法に基づく基礎調査費の補助率の嵩上げ

【本県の現状・課題等】

梅雨前線に伴う大雨やゲリラ豪雨、また、台風の常襲地帯に位置している本県においては、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害が生じており、近年、災害の発生件数は増加傾向にあり、県民生活に多大な影響を与えている。また、隣県においても大規模な地震が発生しており、防災・減災対策による強靱な県土づくりに向けての着実な推進を図る必要がある。

特に、土砂災害防止法に基づいた土砂災害警戒区域の指定のための調査を平成31年度までに完了させる必要があるものの、進捗率は59%（平成29年12月末現在）と早急な対応が必要となっている。

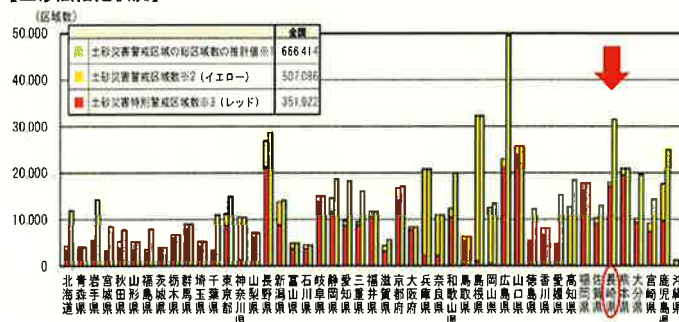
本県の海岸線延長は4,200kmと全国第2位となっており、人口と資産のほとんどが海岸近くに集中しているため、高潮被害等を受けやすい状況にある。

また、土石流危険渓流数が全国第7位、地すべり危険箇所数が全国第2位、急傾斜地崩壊の危険箇所が人家5戸以上で全国第3位、1kmあたりの危険箇所数（危険箇所密度）は全国1位と災害の発生しやすい環境にある。

(本県の取組)

平成27年に「長崎県国土強靱化地域計画」を策定し、ハード対策とソフト対策の、両輪による取組みをすすめている。

【土砂法指定状況】



【豪雨による土砂災害等発生状況】





がけ崩れ被災状況
平成25年7月6日発生
佐世保市鹿子前町 鹿子前地区



山腹崩壊被災状況
平成29年6月30日発生
苓岐市勝本町仲触薮田地区



佐藤川 洪水による浸水状況
平成28年7月2日
対馬市



国道251号 土砂災害状況
平成27年6月



島原港 高潮時の浸水状況
平成24年9月 台風16号
島原市



小浜港 高潮時の越波状況
平成24年9月 台風16号
雲仙市

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

防災能力を高めることで、確実な警戒避難などのソフト対策の充実が図られ、県民の生命・財産を守り、安全で安心できる生活環境を確保するとともに自然災害に備えた道路の防災対策や橋梁・岸壁などの耐震化による緊急物資輸送のネットワークが構築できる。

(項目2)

基礎調査が進捗することにより土砂災害の恐れのある箇所が明らかになり行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」が相乗的に働き、土砂災害から県民の生命身体が守られる。

30 インフラ老朽化対策について

【国土交通省】

【提案・要望】

維持管理計画に基づき、トータルコストの縮減・平準化を図り、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるために必要な予算を確保するとともに施策拡大（適用拡大）を図ること

(1) 予算確保

(防災・安全交付金)

- ・道路災害防除事業、橋梁補修事業、舗装補修事業
- ・港湾改修事業
- ・海岸事業
- ・砂防、地すべり、急傾斜緊急改築事業
- ・公営住宅ストック総合改善事業
- ・公園施設長寿命化対策支援事業

(2) 施策拡大（適用拡大）

- ・橋梁、トンネルの点検における補助率の拡大及び経費の自治体県負担分の起債対象化
- ・港湾施設の補修事業における浚渫事業の県負担分の起債対象化
- ・河川における老朽化護岸改築事業、補修事業の交付金化
- ・砂防、地すべりの緊急改築事業における事業採択基準の緩和

【本県の現状・課題等】

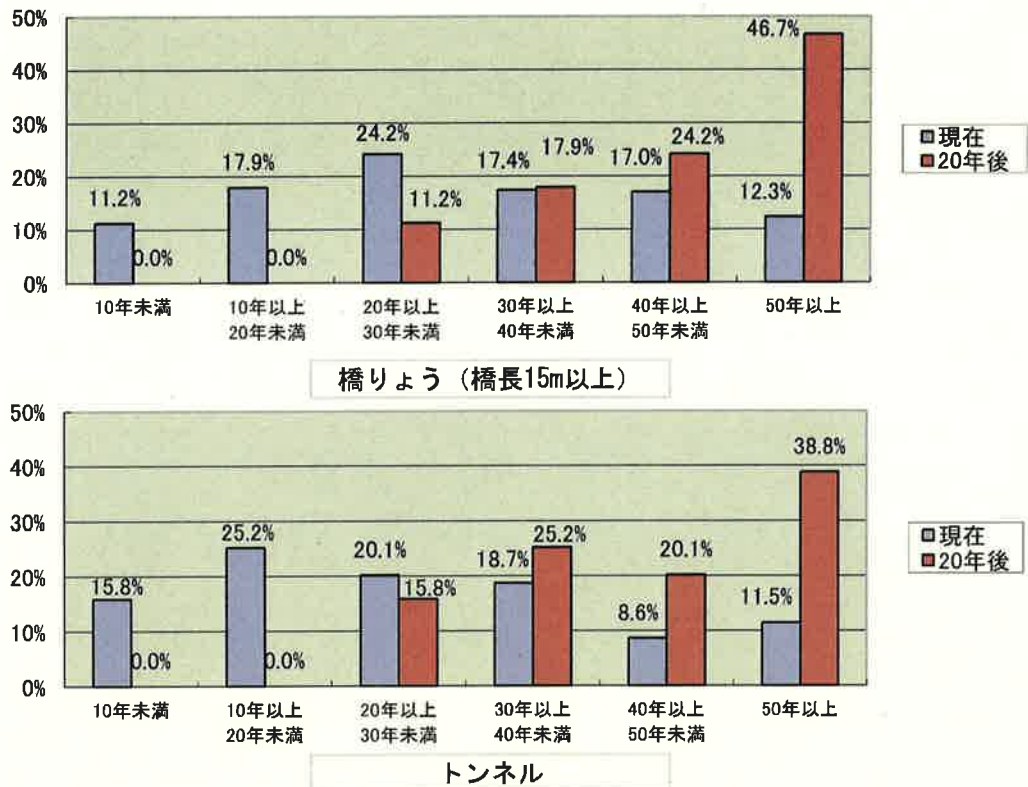
高度経済成長期以降、インフラ施設への行政需要が増大し、集中的に整備を進めた。これにより、架設後50年経過している橋長15メートル以上の橋りょう（県道路管理者分）が、現在の92橋（12%）から20年後には349橋（46%）となり、トンネルにおいても建設後50年経過しているものが現在の16本（12%）から20年後には54本（39%）と急速に老朽化が進行する。また、橋りょう、トンネル以外の施設も同様に老朽化が進行している。

今後、老朽化するインフラ施設の維持補修や更新費用の増大が予想されることから、コストの縮減・平準化を図るための維持管理計画に基づいた整備が必要である。

(本県の取組)

本県では平成27年度に、「長崎県公共施設等総合管理基本方針」を策定しており、インフラにおいてもこれに基づきライフサイクルコストの縮減等の戦略的な維持管理を実施している。

○橋りょう、トンネルに関する「現在」と「20年後」の建設経過年の比較



【部門別の補修事業等】

部門	事業採択基準	財源					要望内容
		①国費	②県費	④起債	⑤一財	③市町費	
道路点検		64%	36%	0%	36%	0%	補助率の拡大及び県負担分の起債対象化
港湾		1/3～45%	41～50%	0%	41～50%	0%	浚渫事業の県負担分を起債対象化
河川	補助事業なし						交付金の適用拡大
砂防	1億円以上	50%	50%	45%	5%	0%	事業採択基準の緩和

【提案・要望実現の効果】

必要な予算の確保及び施策の拡大（適用拡大）が行われることにより、計画的な維持管理が可能となり、ライフサイクルコストの縮減や平準化につながる。

31 離島の学校教育の充実について

【文部科学省、国土交通省】

【提案・要望】

- 1 離島の小・中学校における教育水準の維持向上を図り、本土部の学校との教育格差を生じさせないため、離島の学校に対する教職員加配制度を創設すること。
また、離島の高校に対する教職員加配制度を堅持すること
- 2 離島の高校への留学について、生徒の受入れ環境の整備や保護者の負担軽減などの支援をすること

【本県の現状・課題等】

<離島地区における教員数の確保>

多くの離島を有する本県では、離島の急激な人口の減少に伴い、児童生徒数も減少し、離島の学校の小規模化が進んでいる。

離島の小・中学校の小規模校の多くが、複式学級や中学校の免許外教科担任の発生、養護教諭・学校事務職員の未配置といった状況を抱えており、免許を有する教諭から専門的な教育が受けられない、健康管理や緊急医療対応等において課題がある、教頭や他の教員が事務を担当するため児童生徒と関わる時間を奪うことになるなどの教育課題が生じている。

これらの課題へ対応するため、非常勤講師の配置を行っているが、離島の学校においては人材確保が困難であることから十分に配置できない状況である。

離島の学校の児童生徒も本土の学校と同様の教育を受けることができるよう、小・中学校では本土部との教育格差を改善・解消するための離島の学校を支援する加配制度の創設が急務となっている。

また、離島の高校においては、国からの加配により教育活動の充実が図られているが、この措置がなくなると当該校の特色ある教育活動や生徒の実態等に配慮できなくなることから、引き続き離島地区の学校に対する加配措置が不可欠である。

<離島留学制度への支援>

「高校生の離島留学制度」については、積極的な目的意識を持つ生徒を受け入れ、特色ある学習の場を提供するため、平成15年度から対馬高校、壱岐高校、五島高校の3校で実施しており、平成30年度からさらに2校を加え、5校に拡充して実施する。当該制度をさらに充実させ、留學生の帰省費及び下宿費に対する支援や寄宿舎の施設整備に対する支援が不可欠である。

○複式学級の状況【平成29年度】

(単位：校)

小学校	離島の学校	本土の学校
複式学級を有する学校数	43	39
学校数	77	255
複式学級を有する学校の割合	55.8%	15.3%

○免許外教科担任発生の状況【平成29年度】

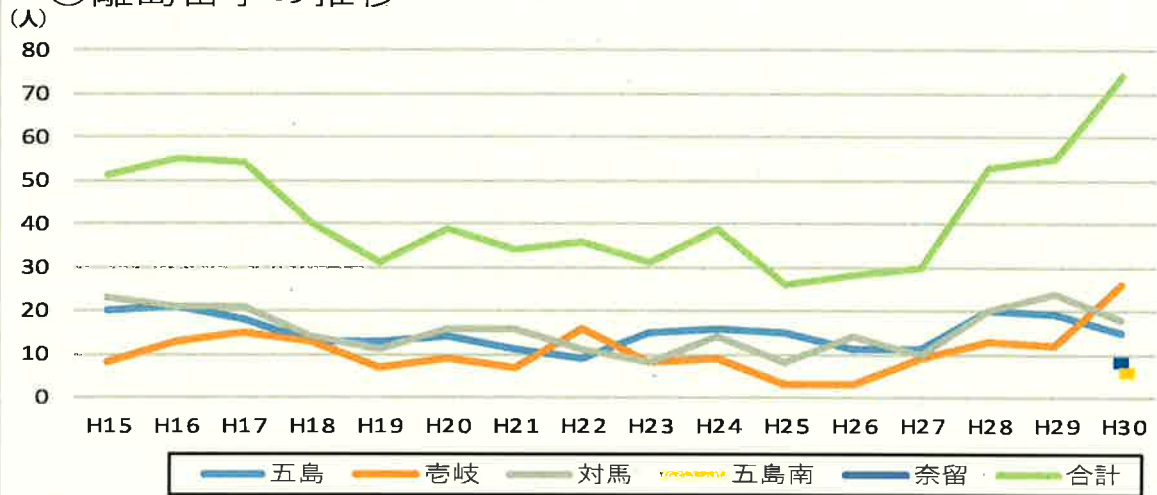
(単位：校)

中学校	離島の学校	本土の学校
免許外教科が発生している学校	32	26
学校数	42	129
免許外教科が発生している学校の割合	76.2%	20.2%

○本県離島地区高校の学校規模

収容定員	～120人	～240人	～360人	～480人	～600人	～720人
学級数	～3	～6	～9	～12	～15	～18
学校数	4校	3校	2校	1校	1校	2校
離島地区13校／県立高校56校						

○離島留学の推移



【提案・要望実現の効果】

(項目1)

小・中学校では、離島の学校を支援する加配制度の創設により、複式学級の改善・解消、免許外教科担任の解消、養護教諭・事務職員未配置の改善・解消が図られ、離島の学校の児童生徒も本土の学校と同様の教育を受けることができるようになる。

高校では、離島地区に対する特別な加配の維持により、多様な進路希望や学力差に応じた授業編成ができるとともに、理科等において専門的な科目の指導が行き届くようになる。そのことにより、各高校の教育水準の維持と併せて島外への生徒流出を抑えられる。

また、島民に不可欠な基礎的環境である学校教育の充実は、離島への定住を促進し、活性化を図る離島振興に大いに貢献することができる。

(項目2)

本県で実施している「高校生の離島留学制度」は、しまの豊かな自然や文化の中で学習の場を提供することを目的として、県内外から生徒を受け入れており、生徒の生活面での支援や施設を整えることは、生徒数の増加につながり、地域活力の向上や地域振興にもつながる。

32 水中遺跡保護に関する調査研究体制の強化について

【文部科学省】

【提案・要望】

海洋国日本として、水中遺跡の保護や活用は重要な施策であることから、国において水中遺跡の専門的技術の開発や、地方公共団体の技術的支援を継続的に実施できるように、以下について要望する

- (1) 水中遺跡の調査・保護に専門的に取り組む組織を九州国立博物館内に設置すること
- (2) 長崎県松浦市鷹島に、上記組織の常設の調査研究施設を設置し、調査研究及び保存管理について、国策として取り組むこと

【本県の現状・課題等】

(現状)

平成24年3月に水中遺跡としては国内で初めて鷹島神崎遺跡が国の史跡に指定され、保存の重要性が国内外に向けて発信されるようになった。

長崎県松浦市鷹島では、松浦市や大学等による発掘調査で多くの元寇に関連する遺物が発見され、これまで2隻の構造がわかる元寇船（鷹島1号沈没船・鷹島2号沈没船）が確認されている。

また、平成25年から29年に実施した県の調査では、国史跡外でも元寇船に関連する遺物の分布や、遺物が包蔵される可能性がある地点が確認され、今後、国史跡の指定範囲がさらに広がることが大いに期待される。

国において平成29年10月末にまとめられた報告書「水中遺跡保護の在り方について」の中で、水中遺跡保護に関する適切な組織・部署を独立行政法人国立文化財機構内部に設置することを検討するとの方向性が示されたところである。

独立行政法人国立文化財機構のうち九州に唯一設置されている九州国立博物館は地理的優位性を有し、これまでの鷹島神崎遺跡における調査研究の成果をすでに共有していることから、国・県・市の十分な連携が可能な施設である。

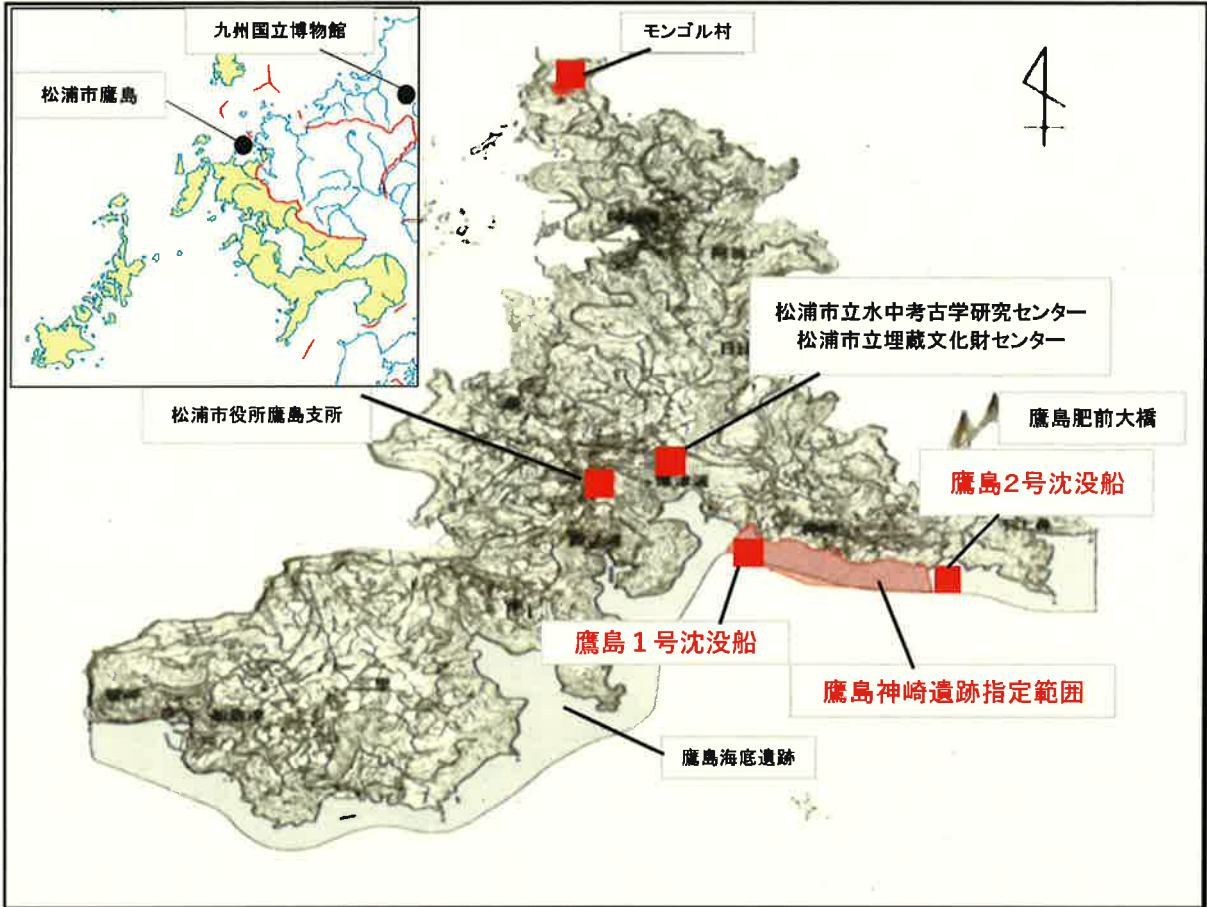
松浦市鷹島は、昭和55年から30年以上にわたり調査が行なわれ、元寇に関する約4千点の遺物が出土するなど、貴重な遺物が存在する遺跡を有しており、実質的な水中遺跡の調査の方法や、海中から出土した遺物の保存処理方法を研究する上で、有効な場所である。

(課題)

国において、水中遺跡の保護と開発事業間での調整や保存活用の手法等について、一定の方向性が示されたものの、具体的な調査方法や、必要となる技術及び設備等は、示されておらず、地方自治体や大学等が国に先行して独自に実施している状況にある。

水中遺跡は、特殊な条件下での調査・保護が必要であることから、国においては、今後、水中遺跡の標準的な調査基準を策定するとともに、調査研究にかかる専門的技術の強化や専門職員の育成を図るためには、専門の組織や調査研究施設を設置する必要がある。

また、水中遺跡の調査により出土した遺物の引揚げや保存処理等は、陸上の遺跡とは異なり、技術的に難しく、また経費も多額になるなど多くの課題があり、県市のレベルで対応することは困難である。



鷹島海底遺跡範囲



海底での調査風景



鷹島海底遺跡 2号沈没船

【提案・要望実現の効果】

水中遺跡の調査研究施設が鷹島に設置されることは、「元寇」の史実を国内外に広く周知し、日本各地に残る水中遺跡の保護・活用を図ることが可能となる。

また、水中遺跡の研究拠点として国際的にも評価を得られ、海洋国家として誇示することが可能となり、東アジア地域をはじめとする諸外国との文化交流の促進につながる。

さらには、「長崎県」、「松浦市」、「鷹島」などの知名度が上がることにより、研究者のみならず、一般観光客の増加も見込まれ、交流人口の拡大や地域の活性化にもつながる。